

## 管内設計労務単価(基準額)の運用について

表記について、令和3年3月から適用する石工、ブロック工、タイル工、大工、板金工、建具工、建築ブロック工の運用について以下のとおり定めます。

所定労働時間内8時間当たりの単価（円）

都道府県名	石工	ブロック工	タイル工	大工	板金工	建具工
福井県	[29,500]	[24,900]	[20,600]	[21,300]	[23,500]	[22,300]
滋賀県	<b>30,200</b>	[24,700]	[20,500]	[22,300]	[23,500]	<b>22,300</b>
京都府	<b>31,000</b>	<b>25,000</b>	<b>22,200</b>	[22,000]	<b>23,400</b>	<b>22,300</b>
大阪府	<b>30,000</b>	<b>24,800</b>	<b>22,300</b>	<b>21,700</b>	<b>23,400</b>	<b>22,300</b>
兵庫県	<b>31,400</b>	[24,600]	<b>22,400</b>	[21,900]	[21,900]	<b>22,300</b>
奈良県	<b>31,000</b>	<b>25,000</b>	<b>22,200</b>	[22,300]	<b>23,400</b>	<b>22,300</b>
和歌山県	<b>31,000</b>	<b>25,000</b>	<b>22,100</b>	[22,000]	<b>23,400</b>	<b>22,300</b>

※「〔 〕」については令和3年2月19日付け国近整技管第232号にて通知済み。  
 ※三重県・岐阜県の運用単価については、中部地方整備局HPにて確認下さい。

都道府県名	建築ブロック工 (※)
福井県	<b>23,300</b>
滋賀県	<b>24,400</b>
京都府	<b>25,400</b>
大阪府	<b>25,400</b>
兵庫県	<b>25,000</b>
奈良県	<b>24,900</b>
和歌山県	<b>24,400</b>

※ 建築ブロック工の運用単価については、  
 営繕部整備課にて設定されたものです。